



2019年5月13日

各 位

会 社 名 江崎グリコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 江崎勝久
(コード番号 2206 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員経営企画本部
ファイナンス部長 高橋真一
(TEL 06-6477-8404)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図るため、また、将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため、現行定款第12条、第13条、第34条、第36条の各条を変更し、あわせて附則第1条、第2条、第3条を新設するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>12</u> 月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集する。	(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集する。
(事業年度) 第34条 当社の事業年度は1年とし、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日までとする。	(事業年度) 第34条 当社の事業年度は1年とし、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までとする。
(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9</u> 月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6</u> 月30日とする。 3. (現行どおり)

(新 設)	附則
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	第1条 <u>第34条の規定にかかわらず、第115期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までとする。</u>
(新 設)	第2条 <u>第36条第2項の規定にかかわらず、第115期事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。</u>
(新 設)	第3条 <u>前2条および本条は、2019年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月25日
定款変更の効力発生日 2019年6月25日

以 上